

岐阜市行政第72号
平成23年6月24日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年7月21日付け岐阜市ま開第33号で諮問のあった岐阜市長が行った
一部承諾処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答　申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が平成18年6月12日付けの保有個人情報開示等請求に対し、これを一部承諾した処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、「付近見取図」を開示文書に追加して、改めて承諾又は不承諾の決定を行うべきである。

第2 異議申立ての主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年6月20日付け岐阜市ま開第15号で実施機関が行った保有個人情報書の開示一部承諾決定処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人らの主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、次のとおりである。

- (1) 異議申立て人 [] は、説明会において、何度も意見を述べたが、全く情報開示されていない。委任状連名者についても、未だ開示されていないと考えられる箇所がある。
- (2) 説明会における近隣関係住民側の出席者名簿の「別紙による」の別紙は、全く開示されていない。
- (3) 開示された保有個人情報の中に、手書きで加筆された箇所があるため、これは開示のために必要があり、記載したものか否かについて、審査を願いたい。
- (4) 「保有個人情報開示等諾否決定通知書」の「保有個人情報が記載された文書」の記載内容について、適正か否か、審査を願いたい。
- (5) 開示された保有個人情報「近隣関係住民説明報告書」（以下「報告書」という。）には、誤字、脱字及び空欄が非常に多く、岐阜市役所の担当部署で報告書の内容を精査した上受理したのか極めて疑問であるため、審査を願いたい。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

1 建築主から提出された報告書は、平成18年6月20日付け岐阜市ま開第15号により一部承諾決定をしたもの以外には存在せず、また、黒塗りをし非開示とした住所及び氏名は、開示請求を行った者と確認できなかつたものである。

異議申立ての趣旨が、報告書に説明会時の自分の発言が記載されていないというものであるならば、それは建築主が行った報告が岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「建築紛

争条例」という。)の規定に照らし適当であるかの問題であり、岐阜市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)に基づく保有個人情報開示決定に係る異議申立てではないため、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問の対象とはならないと考える。

- 2 異議申立人らは、報告書の「2 実施日等」の表の出席者・近隣関係住民側の欄に記載されている「別紙」が開示されていないと述べているが、「別紙」とは報告書の「3 説明状況」の表の住所・氏名のことを見しているので、開示していない報告書はない。
- 3 異議申立人らが加筆の経緯を求めている、報告書に手書きにより加筆された「配布済」は、報告書を受理する際に、内容を確認する中で記入不足であったため建築主の担当者にその場で記入させたものである。ただし、この異議申立人の求めは、個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示決定に係る異議申立て事項ではないため、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問の対象とはならないと考える。
- 4 異議申立人らは、保有個人情報開示等諾否決定通知書の保有個人情報が記録された文書名として『岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第12条第1項の規定による、「(仮称) キャッスルハイツ長良天神A・B棟」建設に伴う近隣関係住民説明報告書』が適正か否かの審査を申し立てているが、計画建物は、隣接していることから建築紛争条例の規定による説明の対象となる近隣住民が重複するため、報告書がA棟・B棟まとめて提出され、近隣関係住民説明報告書の建築物の名称が「(仮称) キャッスルハイツ長良天神 A・B棟(共通説明会)」となっていたため、前記の文書名としたものである。
- 5 異議申立人らは、開示された保有個人情報に係る報告書の誤字、脱字及び空欄が非常に多いが、内容を精査した上で市が受理しているか精査して欲しいと述べている。市としては、報告書について、それに記載された内容を重視しているので、当該報告書には、内容が確認できないような誤字、脱字等がなかったため、受理をしたものである。なお、この受理の適否の審査の申立てについては、個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示決定に係る異議申立てではないため、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問の対象とならないと考える。

第4 当審査会の判断

- 1 説明会において異議申立人らが述べた意見及び委任状連名者の個人情報が未だ開示されていないという主張について

この点について、異議申立人らは、本件処分に対し、開示されるべき保有個人情報のうち未だ開示されていない箇所があると主張する。

しかし、実施機関によれば、建築主から提出された報告書以外に異議申立人の意見を記載した文書は存在しないことであり、これを疑わせる事実は認められない。なお、説明会において異議申立人らが述べ

た意見が報告書に記載されているかどうかは、当審査会の諮問の対象ではない。

また、委任状連名者の個人情報については、塗抹前の文書の確認を行うも、新たに開示すべき箇所は見当たらなかった。

2 「別紙」が開示されていないとの主張について

この点について、異議申立人らは、報告書の「2 実施日等」の表の出席者・近隣関係住民側の欄に記載されている「別紙による」とあるが、別紙が開示されていないと述べている。

これに対する実施機関の説明は、「別紙」とは報告書の「3 説明状況」の表を示しており、開示していない「別紙」はないとのことである。

建築紛争条例第12条第1項に基づく岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第6条には、近隣関係住民説明報告書（様式第3号）に近隣住民名簿の添付を求めており、施行規則第6条及び様式第3号の規定ぶり及び「3 説明状況」の表に記載されている住民の住所・氏名が出席者の人数と一致しないことからすると、「別紙」が「3 説明状況」の表を指すとは直ちには認めがたい。

しかし、実施機関が「3 説明状況」の中で不開示とすべき他人の個人情報を除いて開示しており、「別紙」の出席者名簿が存在すれば、実施機関が開示・不開示の決定をすることなくこれを秘匿する理由が見出しがたいこと、「3 説明状況」の記載欄が出席住民の住所・氏名を記載する形式になっており、取扱いの適否はともかく、これを出席者名簿の「別紙」と取り扱ったこともあながち不自然とは言い難いことからすれば、開示された報告書以外に「別紙」が存在すると断定することはできず、他に、異議申立人らが開示を主張する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ただし、実施機関の陳述の際に判明した「付近見取図」は、建築紛争条例及び施行規則上説明が必要な近隣住民の範囲を示すもので、各戸に番号が付され、説明会への出席住民を確認するために用いられるものであるが、報告書にも当該番号が記載されるなど、報告書の一部をなすものと認められる。

したがって、「付近見取図」を開示請求の対象と解するのが相当であり、実施機関はこれに対しても承諾又は不承諾の決定をすべきであった。

3 開示された個人情報が記載された報告書に手書きにより「配布済」と加筆された部分があることについて

開示された報告書に手書きにより「配布済」と加筆された部分があることは認められる。

しかし、当該部分がどのような経緯で加筆されたものであるかは、個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示決定に係る事項ではない。

したがって、当審査会における審査の対象とはならない。

4 「保有個人情報開示等諾否決定通知書」の「保有個人情報が記載された文書」の記載内容について

この点について、異議申立人は、「保有個人情報が記録された文書名」の内容が、適正か否かの審査を申し立てている。

実施機関によれば、本来、当該報告書は、1棟につきそれぞれ提出すべきものであるが、建築が計画されていた2棟の建物は、隣接していることから建築紛争条例の規定による説明の対象となる近隣住民が重複するため、建築主が「(仮称) キャッスルハイツ長良天神 A・B 棟(共通説明会)」として報告書を提出したことから、保有個人情報開示等請求諾否決定通知をするに当たり、文書名を前記のとおり特定したものであり、文書の特定の仕方が不当であるとは認められない。

異議申立人の求めている趣旨が、建築主が2棟の建物につき1つの報告書を提出したことの適否を問題としているとすれば、これは個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示決定に係る事項ではないので、当審査会における審査の対象ではない。

よって、保有個人情報開示等請求諾否決定通知書における、保有個人情報が記載された文書名を『岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第12条第1項の規定による、「(仮称) キャッスルハイツ長良天神A・B棟」建設に伴う近隣関係住民説明報告書』としたことは、妥当である。

5 開示された保有個人情報「近隣関係住民説明報告書」には、誤字、脱字及び空欄が非常に多いとの主張について

開示された「近隣関係住民説明報告書」について、市が内容を精査した上で受理しているかどうかについては、個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示決定に係る事項ではない。

したがって、当審査会における審査の対象とはならない。

6 上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	6月12日	保有個人情報開示請求
	6月20日	実施機関の一部承諾決定
	7月10日	異議申立て
	7月21日	諮詢
	7月28日	実施機関に陳述書の提出依頼
	8月22日	陳述書提出
	9月1日	異議申立て人に陳述書の写しを送付
	9月11日	異議申立て人から意見書(第1報)提出
	12月10日	異議申立て人から意見書(第2報)提出
	12月13日	異議申立て人に意見書猶予承諾の通知を送付

平成23年 4月 1日 異議申立人に意見書提出又は意見陳述を依頼
4月 5日 異議申立人から意見書（第3報）提出
4月 18日 審査会開催。実施機関から意見聴取
5月 20日 審査会開催。実施機関から意見聴取
6月 24日 答申